# 令和７年第５回多賀城市教育委員会臨時会議事録

１　**会議の年月日**　令和７年１２月１０日（水）
２　**招集場所**　市役所北庁舎５階　５０２会議室
３　**出席委員等**　教育長　市岡　良庸　　委　員　小野　聡子
委　員　髙田　彩
４　**欠席委員**　委　員　大井　知教　　委　員　星山　純一郎
５　**説明のため出席した事務局職員**

| | |
|---|---|
| 教育部長 | 中野　裕夫 |
| 次長兼教育総務課長 | 柴田　光起 |
| 学校教育監 | 石田　隆幸 |
| 生涯学習課長 | 松田　直樹 |
| 文化財課長 | 武田　健市 |
| 参事兼教育総務課長補佐 | 古関　義信 |

６　**傍　聴　人**　なし
７　**記　録　係**　教育総務課主査　鈴木　浩幸
８　**開会の時刻**　午後６時
９　**議事日程**
日程第１　議事録署名委員の指名について
日程第２　議　事
(1)議案第３０号　多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について
日程第３　その他

**教育長**

ただいまの出席者は３名であります。定足数に達しておりますので、これより令和７年第５回教育委員会臨時会を開会いたします。

**日程第１　議事録署名委員の指名について**

**教育長**

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第２１条第３項の規定により、教育長において、小野委員、髙田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

**日程第２　議事**

**議案第３０号　　多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について**

**教育長**

これより本会議に入ります。初めに議事に入ります。

議案第３０号「多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について」を議題といたします。

内容につきましては、部長から説明をいたします。

**教育部長**

それでは、議案第３０号「多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について」を説明させていただきます。

２ページをお開きください。これは１２月８日付けで、市議会から教育委員会充てに発せられた意見聴取の依頼文です。

意見聴取を求められている事案は、令和７年１１月２６日、第１１回教育委員会定例会において、臨時代理事務報告臨時代理事務報告第１７号として、報告申し上げ、ご承認を賜りましたものと同一の内容でございます。

事案内容は、本市教育委員会が所管する「文化財の保護に関すること。」、いわゆる文化財行政を市長の事務部局に移管するものであります。

先の定例会では、この事務の移管に関して、市長が市議会に議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見聴取を求められたため、お諮りしたものです。

本日は、同法の規定に基づき、改めて市議会から意見を求められたため、委員の皆様方にお諮りするものです。これは教育の独立性・中立性それを担保するという意味合いから、市議会の方からも直接教育委員会に対して意見聴取が求められました。通常、議会からの発信文書は、一度市長部局で受けてそして市長部局の方から教育委員会に来るのが通例ですが、今回はこの２ページにありますとおり、市議会から直接教育委員会に来られているというのが、まさに即効性があるということをご理解いただければと思います。

５ページをお開きください。ここでは、改めて、文化財行政を市長の事務部局への移管することの背景及び目的、移管に当たって条例で規定すべき内容等について、ご説明いたします。

１「制定の趣旨」ですが、多賀城碑、多賀城外郭南門やガイダンス施設などの本市特有の地域資源を、単に活用するに留まらず、特性を生かした地域振興

を一体的に行い、次世代につなげていくことを目的としております。

２「条例に規定する内容」でございますが、教育委員会の権限に属する事務のうち、文化財の保護に関することについて、市長が管理し、執行することとするものです。施行日は、令和８年４月１日となります。

これにより、教育委員会事務局文化財課及び教育委員会埋蔵文化財調査センターの２つの組織は、市長部局企画経営部へ移管となります。

以上で、説明を終わります。

**教育長**

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。小野委員。

**小野委員**

以前の定例会においても申し上げたとおり、教育委員会から市長部局に移管した方が、これまでよりも広くネットワークが形成されて、より活用されるのではないかと思います。大賛成です。

学校で利活用することについては、今までどおりに実施されることが可能だと思いますので、そこもより深く広くできるようにしていただければありがたいです。

**文化財課長**

ご意見いただいたとおり、文化財行政が求められているものは、単に歴史の解明だけではありません。地域資源の一環として活用していくことが求められるようになってきています。広く地域一体となって、文化財を未来につなげていきましょう、継承していきましょうという、そういったより未来志向になっています。

活用という面では、学校との連携、地域との連携も含めて、より積極的に行うとともに、市長部局として、観光的な部分、学習的な部分を含めて総合的にまとめていけるのではないかと思います。

**高田委員**

多賀城市の中で横断的に、文化財の活用が見込めると思います。市民に対して文化財の本質的な価値を伝えていけるのではないかと思います。移管については、私も賛成です。

**学校教育監**

文化財のことにつきましては、多賀城学という形で、これまで小学校６年生の授業で歴史について直接見たり、触れたりする機会について、学校からも大変意義深いという話を伺っています。さらに今後は、ガイダンス施設や多賀城碑及び南門なども含めて、学習の教材としても非常に魅力的なものもありますので、そういったものを本当に活用するという観点で新たに触れるということは、さらに学習効果が高くなるのではないかと思いますので、今後ますます多賀城が好きな子どもたちが育っていくのではないかと感じています。

以前の定例会においても申し上げたとおり、教育委員会から市長部局に移管した方が、これまでよりも広くネットワークが形成されて、より活用されるのではないかと思います。大賛成です。

**教育長**

ほかにございますか。髙田委員

**髙田委員**

今うかがったように、シビックプライドにつながる非常に重要な体制になっていくと思います。

**文化財課長**

かつての文化財行政は文化財の研究と整備を並行して行っていましたが、それを主体的に市民に見に来てくださいと、活用を促すのは少ない傾向にありました。整備したものをどうぞ自由に見てください。自分たちで見に来てくださいというスタンスでした。

ところが、人口減少社会による情勢の変化もあるのでしょうが、文化財保護法の改正もありまして、多くの人にまず見てもらって、知ってもらうことが大切であり、知ってもらうためには、どのようにすればよいのか、いろいろ発信していこうというので、南門の復元と合わせて市民文化創造課というセクションを新たに立ち上げて、ソフト面はそちらで積極的に発信しています。そこからだいぶ変わってきているのではないかと思っています。

**小野委員**

ますます、楽しみですね。

**髙田委員**

行政内の横断的な関わり合いや情報交換といったところが、多賀城市全体に対

して期待したいです。

**教育長**

教育委員会からは離れますが、今後も様々なところでつながりを持ちつつ、しっかり連携しながら取り組んでいくというところです。

**小野委員**

はい、お願いします。

**教育長**

ほかに、ございますか。

（「ありません」の声あり）

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第３０号について、御異議ありませんか。

（「ありません」の声あり）

異議がないものと認め、議案第３０号について、原案のとおり決定します。

**日程第３　その他**

**教育長**

次に、日程第３その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和７年第５回教育委員会臨時会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後６時１０分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査　鈴木　浩幸

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和７年１２月２３日

多賀城市教育委員会

教育長

委　員

委　員